

掲  
示  
済

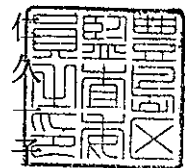
豊島区監査委員公告第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、平成21年度工事監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

平成23年9月14日

豊島区監査委員 山 木  
同 鳴 川  
同 増 田  
同 永 野

智  
惠  
裕



掲 示 期 間

自 9 月 14 日  
至 9 月 28 日

2.3 豊総総発第 1323-7 号  
平成 23 年 8 月 29 日

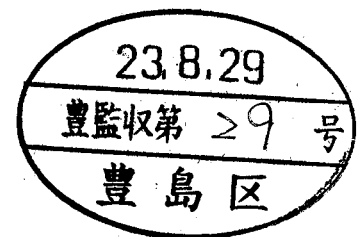
豊島区監査委員 様

豊島区長 高野 之



平成 21 年度工事監査結果の報告に係る措置状況について

標記監査結果報告において指摘された事項について措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。



**平成21年度工事監査結果報告における  
指摘事項に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘事項	左の指摘事項に対する措置状況等
<p><b>第5 監査の結果</b></p> <p><b>3 (仮称) 駒込六丁目公園整備工事</b>  豊島区工事施行規程第22条では、工事主管課長は、工事の起工の内容を変更すると認めるときは速やかに工事変更するための決定手続きを行うとし、これによらない一括での契約変更は、変更見込み額が請負金額の10パーセントに相当する額又は400万円を超えるものではないと定めている。</p> <p>しかしながら、本規程に反し下記のように一括して1,500万円余の契約変更を、工期末と同一日である平成21年3月13日に行っていた。</p> <p>また、契約変更にあたっては、「契約事務の手引き」で契約課との事前協議が求められているが十分に行われていなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理及び契約手続きの遵守を図りたい。</p> <p><b>4 門と蔵のある広場整備工事</b>  前記3と同様に規程に反し、下記のように一括して500万円余の契約変更を工期末と同一日である平成21年3月13日に行っていた。</p> <p>また、契約変更にあたっては、契約課との事前協議も十分に行われていなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理及び契約手続きの遵守を図りたい。</p>	<p><b>3 (仮称) 駒込六丁目公園整備工事</b>  契約額の変更については変更指示毎に請負者と協議し、書面で工期末に一括変更するということで承諾を得ていた。</p> <p>今後は豊島区工事施行規程第22条に沿って、工事変更の決定手続きを行います。</p> <p>また、工事額の変更については、これまで以上に契約課と変更起案時に協議してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【土木部公園緑地課】</p> <p><b>4 門と蔵のある広場整備工事</b>  契約額の変更については変更指示毎に請負者と協議し、書面で工期末に一括変更するということで承諾を得ていた。</p> <p>今後は豊島区工事施行規程第22条に沿って、工事変更の決定手続きを行います。</p> <p>また、工事額の変更については、これまで以上に契約課と変更起案時に協議してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【土木部公園緑地課】</p>
	<p>所管部課： 土木部公園緑地課</p>

23豊総総発第 1323-8 号  
平成 23 年 8 月 29 日

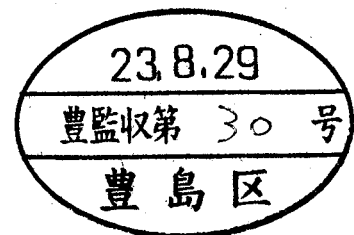
豊島区監査委員 様

豊島区長 高野之夫



平成21年度工事監査結果の報告に係る措置状況について

標記監査結果報告において意見の付された事項について措置を講じたので、  
地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。



平成21年度工事監査結果報告における  
監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
<p><b>第6 意見</b></p> <p>(豊島体育館耐震補強及び改修工事について)</p> <p>鉄骨屋根のボルトの仕様、エレベーター廻り鉄骨のハイテンションボルト摩擦接合部の錆の有無など、構造上、重要なポイントについて所管課の現場把握が不十分であったことがうかがえた。</p> <p>今後は、工事監理を請負業者のみに任せるのではなく、所管課としても工事の進捗状況に合わせ、報告を徴するなど万全の工事監理に努められたい。</p> <p>また、一般的に設計と工事監理が同一業者となっていることが多いが、必ずしも設計業者が監理しなければならないものではない。</p> <p>工事監理体制の在り方についても検討されたい。</p>	<p>(豊島体育館耐震補強及び改修工事について)</p> <p>鉄骨屋根のボルト仕様については、工事監理業務受注社から報告を求め、建設当初の設計図書から高力ボルトの表記があり、現場での確認を行っている旨の報告を受け、確認資料として写真の一部提出を受けた。</p> <p>エレベーター廻り等については、工事監理者の指示のもと、錆止め塗料を十分排除したうえで溶接をしたとの説明と、溶接部分を確認したとの報告を受けた。</p> <p>また、ブラストの処理をした鉄骨部材を納品し、材料確認を行ったとの報告を受けた。</p> <p>今後は所管課として、工事の進捗状況を把握するとともに、工事監理請負業務についても進捗状況に応じて報告を徴するなど、適切かつ適正なものとしていく。</p> <p style="text-align: right;">【施設管理部施設課】</p>
	<p>所管部課： 施設管理部施設課</p>